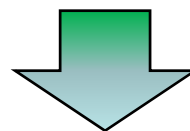


- 現行過疎法の目的は、第1条に以下のとおり定められている。

(目的)

第一条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。



- 『美しく風格ある国土』とは、

『国土の中に経済性・効率性と都市文化を育む都市地域と並んで、このような多様で豊かな自然環境、広い空間、伝統文化等を有する個性的な地域が存在し、両者の共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国となることを目指して「美しく風格ある国土」という表現が用いられたところである。』

(『逐条解説 過疎地域自立促進特別措置法』より)

# 過疎地域における課題認識

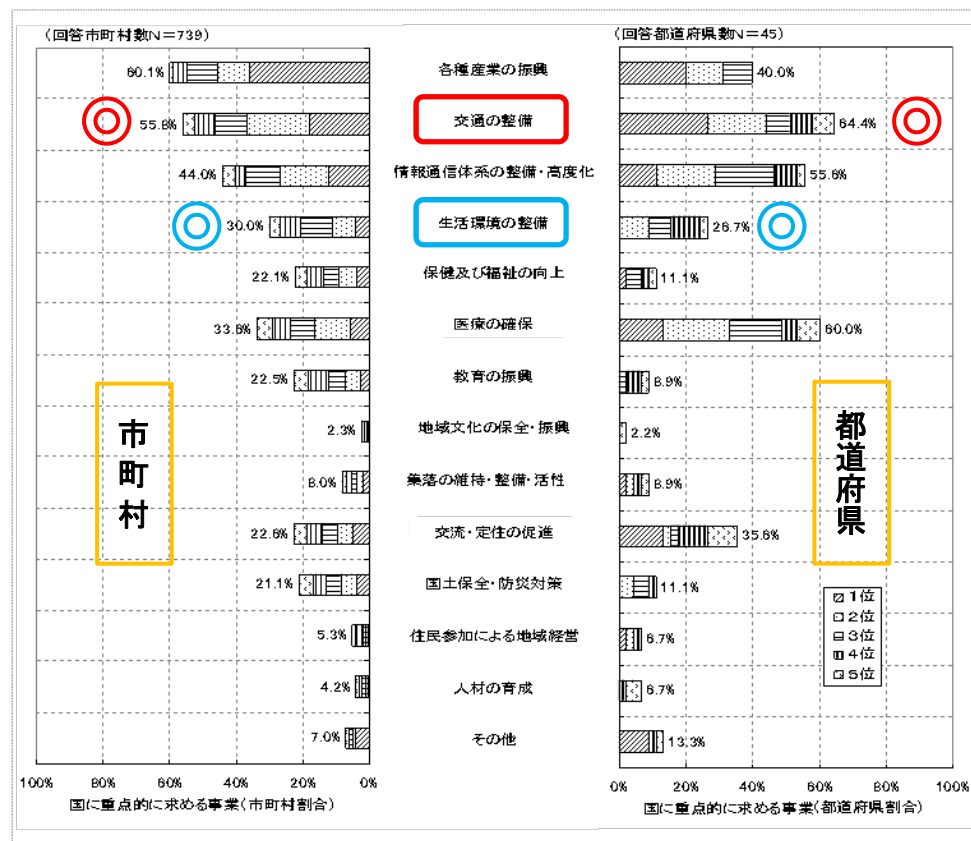
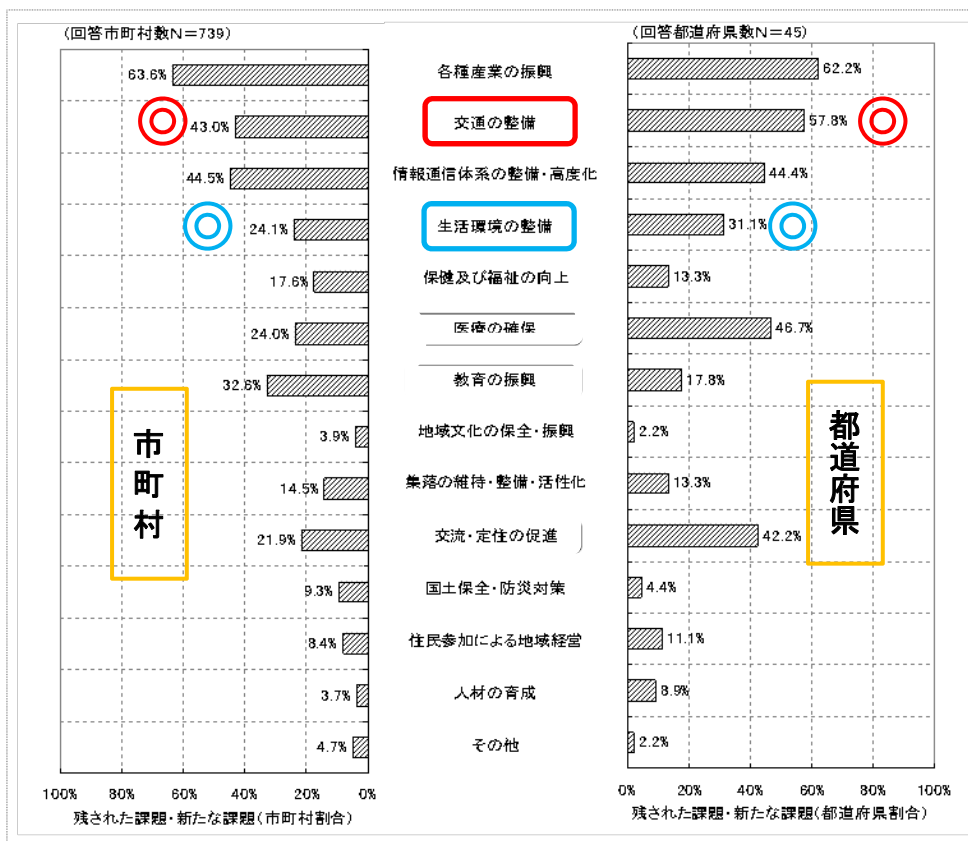
- 市町村、都道府県へのアンケート調査によれば、『交通の整備』、『生活環境の整備』ともに、過疎地域における今後の課題と認識されている。

『交通の整備』＝“道路整備”、“バス路線の維持・確保”、“海上交通の維持、港整備”、“鉄道の維持・整備・高速化”、“空路の維持・整備”

『生活環境の整備』＝“下水処理施設等の整備”、“上水道、簡易水道の整備”、“公営住宅等の整備”、“消防施設等の整備”、“廃棄物処理施設等の整備”

## 過疎地域に残された課題・新たな課題

## 過疎関係市町村、都道府県が国に求める支援

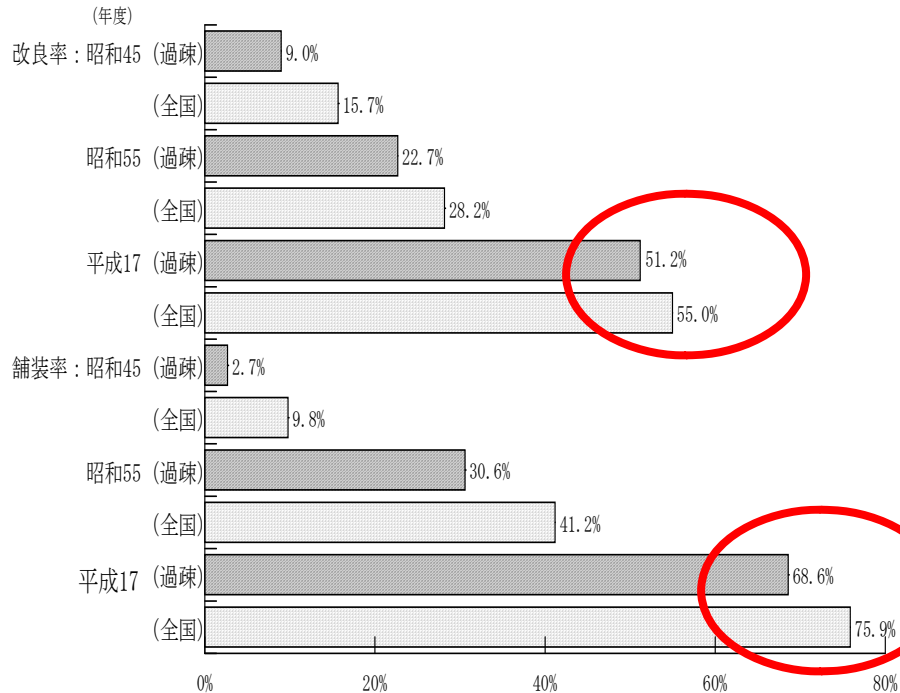


※出典:「過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書」(平成19年3月総務省過疎対策室)による。

# 過疎地域における道路・交通、生活排水処理の状況

- 市町村道の整備水準については、これまでの過疎対策により改善されてきているが、格差は残されている。
- 過疎地域の市町村の庁舎から、自動車により1時間以内で都道府県庁等へ移動できる市町村の割合は増加し、改善されてきている。
- 水洗化率については、全国88.1%に対して過疎地域61.9%となっており、依然として著しい差。

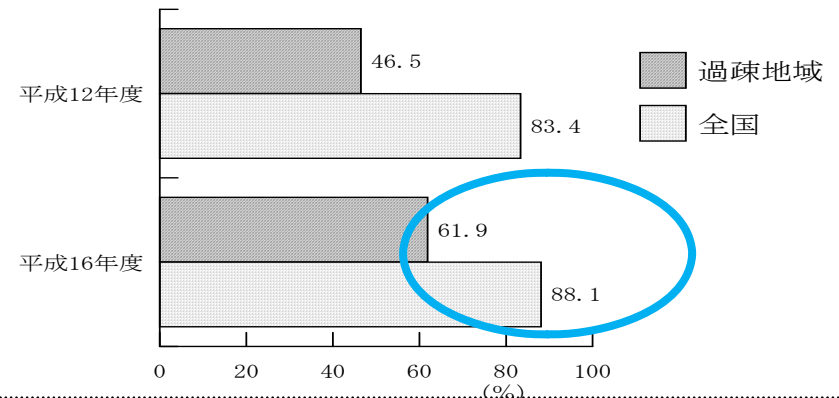
## 道路の改良率、舗装率の状況



## 過疎関係市町村から都市等への時間距離 1時間以内の市町村割合 (%)

項目	平成2年	平成12年	平成18年
広域市町村圏の中心都市の市街地まで	84.0	88.0	88.7
高速道路のインターチェンジまで	48.2	66.1	74.6
都道府県庁まで	18.6	20.4	25.5

## 水洗化率の状況



※出典： いずれも「過疎対策の現況」(平成19年8月 総務省過疎対策室)による。

※水洗化率＝水洗化人口(公共下水道、コミュニティプラント、浄化槽)÷総人口

# 過疎対策による道路、下水道整備

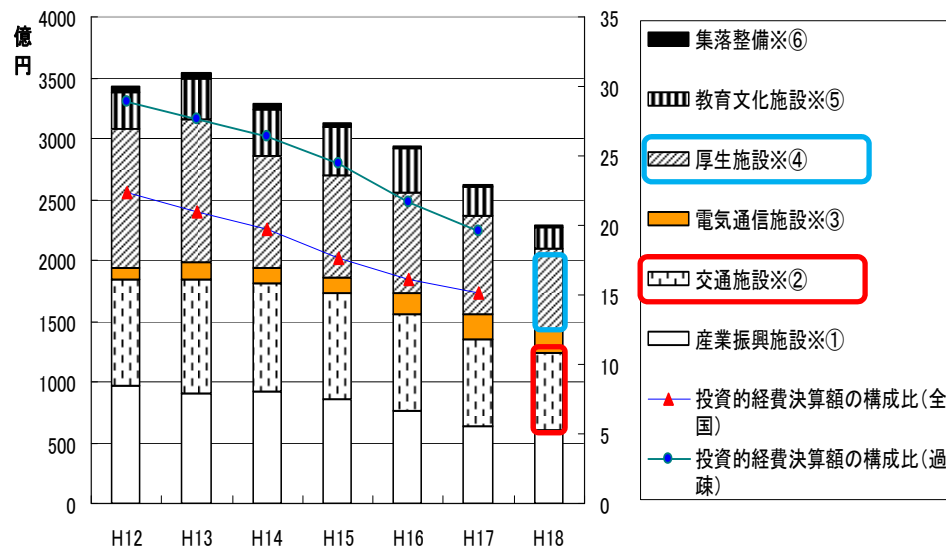
- 財政力や技術力が充分でない過疎市町村に代わって市町村道等や下水道整備を行う都道府県代行制度については、件数は減少傾向にあるものの活用されている。
- 市町村道等、下水処理施設整備の財源として、過疎対策事業債が活用されている。

## 都道府県代行制度の実施箇所数の推移

(箇所)

種別		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
道路	市町村道	202	191	187	176	153	135	119
	農道	215	188	155	132	105	79	59
	林道	234	233	217	203	193	157	131
	漁港関連道	1	1	1	1	0	0	0
	合計	652	613	560	512	451	371	309
下水道	新規	7	6	6	8	4	0	4
	新規及び継続	130	106	84	52	49	34	37

## 過疎対策事業債施設別充当額及び投資的経費決算額の推移



※備考 各施設の主なもの

- ①観光・レクリエーション施設、農林漁業経営近代化施設、農林道、漁港
- ②市町村道・橋りょう、農道・林道、渡船施設、除雪機械
- ③有線放送施設、有線ラジオ放送施設、有線テレビジョン(CATV)施設、無線電話施設
- ④下水処理施設、簡易水道施設、高齢者福祉増進施設、消防施設、診療施設
- ⑤統合校舎、地域文化振興施設、公民館、学校給食施設、その他の集会施設
- ⑥定住促進団地、移転跡地整備

※出典：いずれも「過疎対策の現況」(平成19年8月 総務省過疎対策室)による。

## 平成12年度を100とした場合の過疎債充当額の分野別推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
産業振興施設①	100.0	93.1	95.8	88.6	78.7	66.3	63.0
交通施設②	100.0	107.5	101.7	100.6	91.5	81.5	71.6
電気通信施設③	100.0	162.3	137.1	140.2	198.8	227.4	223.7
厚生施設④	100.0	100.9	79.8	72.4	70.2	70.5	57.1
教育文化施設⑤	100.0	113.0	127.4	131.9	121.1	78.9	57.2
集落整備⑥	100.0	118.6	117.9	88.9	77.3	48.8	32.0
合計①～⑥	100.0	103.3	95.9	91.3	85.9	76.7	66.5

# 現行過疎法に基づく支援措置

(参考)

区分	過疎法条文	種類
財政上の特別措置	<p>第10条・第11条</p> <p>第12条</p>	<p>○国の負担又は補助の割合の特例（かさ上げ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正規模に統合する小中学校の校舎・屋内運動場の新增築、教職員住宅の建築</li> <li>・保育所</li> <li>・消防施設</li> </ul> <p>○<u>過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）</u></p>
行政上の特別措置	<p>第14条</p> <p>第15条</p> <p>第16条・第17条</p> <p>第18条・第19条</p> <p>第20条</p> <p>第21条</p> <p>第22条</p> <p>第23条</p> <p>第24条</p> <p>第25条</p>	<p>○<u>基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（都道府県代行制度）</u></p> <p>○<u>公共下水道の幹線管渠等の整備（都道府県代行制度）</u></p> <p>○医療の確保に係る国庫補助等</p> <p>○高齢者の福祉の増進に係る国庫補助</p> <p>○<u>交通の確保への配慮</u></p> <p>○情報の流通の円滑化及び通信体系の充実への配慮</p> <p>○教育の充実への配慮</p> <p>○地域文化の振興等への配慮</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用についての配慮</p>
金融上の特別措置	<p>第26条</p> <p>第27条</p> <p>第28条</p>	<p>○農林漁業金融公庫等からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○沖縄振興開発金融公庫からの住宅建設等に係る資金の貸付</p>
税制上の特別措置	<p>第29条</p> <p>第30条</p> <p>第31条</p>	<p>○所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例</p> <p>○所得税・法人税に係る減価償却の特例</p> <p>○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん</p>